

ひがしおおさか し
東大阪市

じゅうたくかく ほ ようはいりよしや おお や む
住宅確保要配慮者・大家さん向け

す が い ど ぶ っ く
住まいのガイドブック



じゅうたくかくほようはいりよしや
住宅確保要配慮者とは？

ていがくしょとくしや ひさいしや こうれいしや しょうがいしや こそだ せたい がいこくじん
低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人など

じゅうたく かくほ とく はいりよ よう かたがた
住宅の確保に特に配慮を要する方々です。

ひがしおおさかし

東 大 阪 市

じゅうたくかくほようはいりよしや おおや む す かいどぶつく

住 宅 確 保 要 配 慮 者 ・ 大 家さん向け住まいの ガイドブック

Higashiosaka City

Guidebook for Persons requiring Special Assistance in Securing Housing and for Landlords

Q9 I don't understand Japanese. I need someone to help me.

A9 Assistance is available for foreigners. ⇒P28

히가시오사카시

주택확보 요배려자·집주인 대상 생활 가이드북

Q9 일본어를 못 합니다. 도와주세요.

A9 외국인 분들을 도와드릴 수 있습니다.⇒P28

东大阪市

确保要照顾者的住宅・面向房东 居住指南

Q9 不懂日语。希望能得到帮助。

A9 能为外国人提供帮助。⇒P28

Thành phố Higashiosaka

Sách hướng dẫn cho những người cần hỗ trợ đặc biệt

trong việc bảo đảm nhà ở và cho chủ nhà

Q9 Tôi không hiểu tiếng Nhật. muốn ai đó giúp đỡ tôi.

A9 Có thể giúp đỡ người nước ngoài. ⇒P28

もくじ

住宅編

介護保険住宅改修費支給	4
重度身体障害者等住宅改造助成事業	4
日常生活用具給付事業(住宅改修)	5
セーフティネット住宅への登録	6

入居者編

緊急通報装置のレンタル	8
住居確保給付金	9
総合支援資金貸付制度	10
不動産担保型生活資金貸付制度	11
要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度	12

住まい探し編

東大阪市営住宅	14
大阪府営住宅	15
住まい探しに困った時は(民間賃貸住宅)	16
大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム	17
セーフティネット住宅	17
高齢者の住まい選び(介護の必要度からみたイメージ図)	18

相談編

福祉に関する相談窓口(コミュニティソーシャルワーカー)	20
地域包括支援センター	22
障害のある方の相談窓口「委託相談支援センター」	25
ひとり親家庭相談	26
子育てに関する相談窓口(子ども見守り相談センター)	26
児童虐待通告・相談先一覧	27
がいこくじん 外国人の方へ かた	28
入居差別を受けたかな?と思ったら	29

こんなときどうする？Q&A

Q1 今住んでいる住宅を安全に暮らし
やすいように工事をしたい。



A1 補助があります。P4～5

Q2 所有住宅を住宅の確保が困難
な人のために使いたい。



**A2 セーフティネット住宅
として登録できます。P6**



Q3 何かあった時のために緊急通報
装置があればいいなあ。



A3 レンタルできます。P8



Q4 働きたいのに失業してしまい、家
賃が払えない。生活費もきつい。



**A4 相談窓口があります。
P9～10**



Q5 生活費がきつい。家を担保に
安心してお金を借りたい。



**A5 不動産を担保とした
貸付ができます。P11～12**



Q6 公営住宅も含め自分にあった
住まいを探したい。



**A6 様々な相談窓口が
あります。P14～18**

Q7 介護や福祉、障害について
相談したい。



**A7 相談窓口があります。
P20～25**



Q8 誰かに子どもの相談をしたい。



**A8 相談できる場所が
あります。P26～27**



にほんご
Q9 日本語がわからない。誰かに
てつだ
手伝ってほしい。



**A9 外国人の方のお手伝いが
できます。P28**



Q10 入居差別を受けたかもしれ
ない。相談先はある？



A10 相談できます。P29





住宅編

住宅編

介護保険住宅改修費支給

利用限度額は、原則として20万円(うち被保険者負担が1～3割、残りが保険給付)を上限とします。これを超える金額は自己負担となります。

詳細な利用方法等につきましては下記までお問合せください。

※改修内容が、支給対象であるか否かの確認を行いますので、**必ず工事前に協議をお願いいたします。**事前に協議を行わず工事を行った場合は支給申請の受付ができません。

対象者: 要介護・要支援認定を受けている方

お問合せ先【福祉部 高齢介護室 給付管理課】



TEL : 06-4309-3186



FAX : 06-4309-3814



東大阪市 介護保険住宅改修費支給

検索

URL : <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000002583.html>

重度身体障害者等住宅改造費助成事業

所得要件を満たす場合、上限50万円までの助成が受けられます。
(世帯につき1度限り。)

詳細な利用方法等につきましては下記までお問合せください。

※介護保険住宅改修費支給・日常生活用具の給付事業との併用も可能です。なお、**事後請求は認められません。**事前にご相談ください。

対象者: 市内在住で、身体障害者手帳1・2級を所持している人、または療育手帳 A(重度)の知的障害のある方がいる世帯

お問合せ先【福祉部 障害者支援室 障害施策推進課】



TEL : 06-4309-3183



FAX : 06-4309-3815



東大阪市 重度身体障害者等住宅改造費助成事業

検索

URL : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000019575.html>

住宅編

日常生活用具給付事業(住宅改修)

障害の内容に応じた住宅に係る改修費用を上限20万円として1回限り給付(自己負担1割)。詳細な利用方法等につきましては下記までお問合せください。

※介護保険制度に該当する対象者は介護保険の適用が優先されます。

※事後請求は認められません。事前にご相談ください。

- 対象者:**
- ① 身体障害者・児で下肢、体幹又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能に限る。)にかかる障害程度が3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢2級以上の者)
 - ② ①の条件と同程度の障害を有する難病患者等

お問合せ先【各福祉事務所高齢・障害福祉係】

●東福祉事務所



TEL : 072-988-6628



FAX : 072-988-6671

●中福祉事務所



TEL : 072-960-9285



FAX : 072-964-7110

●西福祉事務所



TEL : 06-6784-7980



FAX : 06-6784-7677

06-6784-7981



東大阪市 日常生活用具給付事業

検索

URL : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000000794.html>

住宅編

セーフティネット住宅への登録

所有している住宅を、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者の方々の入居を拒まない住宅として登録をすることができます。

「セーフティネット住宅情報提供システム」のホームページや窓口で住宅に関する情報の閲覧も可能となり、物件情報の周知機会が増えます。

【セーフティネット住宅情報提供システム】



セーフティネット住宅情報提供システム

検索

URL : <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

登録の条件等は下記までお問合せください。

また、登録申請は「セーフティネット住宅情報提供システム」のホームページから行いますので来庁の必要はありません。

お問合せ先【建築部 住宅政策室 企画推進課】



TEL : 06-4309-3232



FAX : 06-4309-3834



東大阪市 セーフティネット住宅 登録制度

検索

URL : <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000023706.html>



入居者編

入居者編

緊急通報装置のレンタル

ひとり暮らし高齢者等の居宅に緊急通報装置をレンタルすることで、急病や災害等の緊急時に簡単に受信センターへ通報でき、通報を受けて迅速かつ適切な対応を行う事業です。緊急時に対応し、利用者の日常生活上の不安を解消します。詳細な利用方法等につきましては下記までお問合せください。

対象者：居宅に電話が設置されており、近隣の協力員2名(困難な場合は1名でも可)を用意できる方で、かつ次の①～④のいずれかに該当する方

- ① おおむね65歳以上のひとり暮らしの人
- ② おおむね65歳以上の寝たきりの人、またはこれに準ずると福祉事務所長が認めた人を含む65歳以上の人のみの世帯
- ③ ひとり暮らしの重度身体障害者等
- ④ 同居する者が就労・就学またはやむをえない事情により外出するため、昼間または夜間に上記のいずれかに該当する者で、次のどちらかに該当する者

A 上記の状態になる頻度が1週間のうち4日以上、かつ1日6時間程度の世帯

B 福祉事務所長が必要と認める世帯

お問合せ先【各福祉事務所高齢・障害福祉係】

● 東福祉事務所

● 中福祉事務所



TEL : 072-988-6617



TEL : 072-960-9275

● 西福祉事務所



TEL : 06-6784-7980、06-6784-7981



東大阪市 緊急通報装置レンタル

検索

URL : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000004261.html>

入居者編

住居確保給付金

家賃の補助

離職、廃業又は個人的な理由によらない休業や減収により経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居を喪失するおそれのある方に対し、求職活動をするなどを要件に原則 3 か月間(一定の条件のもと最長 9 か月間)家賃相当額を補助し、直接家主に支払う制度です。

転居費用の補助

世帯の収入が大きく減少して経済的に困窮し、住居を喪失した方、又は住居を喪失するおそれのある方に対し、家計改善の支援において、転居によって家計が改善すると認められるなどを要件として、転居費用を補助する制度です。

※生活保護を受給していない方が対象です。

※家賃相当額、転居費用額には上限があります。

手続きは住居確保給付金相談窓口にて行っています。他にも給付要件がありますので 詳しくはお問い合わせください。

お問合せ先【生活支援部 生活福祉室生活支援課

住居確保給付金相談窓口】

所在地：東大阪市長堂一丁目 8 番 37 号 ヴェル・ノール布施 5 階



TEL : 06-6748-0102



FAX : 06-6748-0103



東大阪市 住居確保給付金

検索

URL : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000002896.html>

入居者編

総合支援資金貸付制度

失業や減収により生計の維持が困難になり、生活再建のため継続的な相談支援を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に対し、資金を貸付けることにより、世帯の自立を支援します。
貸付条件等、詳しくは下記までお問合せください。

対象者：以下の①～⑦すべてに該当する世帯

（原則として生活困窮者自立支援法に基づく支援を受ける）

- ①生計中心者(※)の失業や減収により生計の維持が困難となった低所得者世帯であること
- ②生計中心者が就労(または増収)することが可能な状態にあり、求職活動等仕事に就く努力をしていること
- ③生計中心者が就労(または増収)することにより世帯の自立が見込めること
- ④生計中心者が離職の日から原則として2年を超えておらず、かつ同一の雇用主に3カ月以上継続して雇用されていた職を有すること
もしくは、申請時前から同一事業所において6ヶ月以内の減収で、3か月以内に確実な増収の見込みがあること
- ⑤生計中心者が原則として20歳以上65歳未満であること
- ⑥借入申込者が外国人の場合は、将来とも永住する確実な見込みがあること(特別永住者・永住者・定住者・日本人の配偶者等・永住者の配偶者等)
- ⑦生計中心者が雇用保険等受給資格を有しておらず、年金等公的給付も受給していないこと

※生計中心者とは、世帯の生計をご自身単独での収入または、他の世帯員収入を合わせて維持していた方を指します

お問合せ先【社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会】



TEL : 06-6762-9474



FAX : 06-6767-1562



大阪府社会福祉協議会 生活福祉資金

検索

URL : <http://www.osakafusyakyo.or.jp/sikinbu/>

入居者編

不動産担保型生活資金貸付制度

住み慣れた我が家で老後を送れるように、所有しているお住まいの土地・建物を担保として生活資金をお貸しする貸付制度です。

貸付内容や詳細な利用方法等につきましては下記までお問合せください。

対象者：次の①～⑧いずれにも該当する世帯

- ①一定の居住用不動産を有し、将来にわたりその住居に住み続けることを希望していること
- ②居住している対象不動産に他の担保権（質借権・抵当権等）が設定されていないこと
- ③原則として65歳以上の高齢者世帯であること
- ④推定相続人の同意が得られていること
- ⑤担保となる不動産の宅地評価額が1,000万円以上であること
※土地の評価は、大阪府社会福祉協議会が指定する不動産鑑定士が行います
- ⑥担保となる不動産に5年以上住居し、借入申込者が単独で所有（同居の配偶者との共有を含む）していること
（マンションは対象外）
- ⑦配偶者または親以外の同居人がいないこと
- ⑧借入世帯が市町村民税非課税か均等割課税の低所得世帯であること
貸付限度額は、居住用不動産のうち土地の評価額の70%を上限とします。

お問合せ先【社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会】



TEL : 06-6762-9474



FAX : 06-6767-1562



大阪府社会福祉協議会 不動産担保型生活資金貸付制度

URL : <http://www.osakafusyakyo.or.jp/sikinbu/>

検索

入居者編

要保護世帯向け不動産担保型生活資金貸付制度

前11ページの貸付制度の『要保護世帯向け』の貸付制度です。
貸付内容や詳細な利用方法等につきましては下記までお問合せください。

- 対象者**：前11ページの①～④に加えて、⑤～⑥にも該当する世帯
- ⑤本資金制度を利用しなければ生活保護の受給を要する世帯と保護の実施機関が認めた者
 - ⑥担保となる不動産の宅地評価額が 500 万円以上であり、借り入申込者が単独で所有していること
- ※不動産の評価は、原則として国土交通省の定める不動産鑑定評価基準に基づき、大阪府社会福祉協議会の指定する鑑定士が行います

貸付限度額は、居住用不動産のうち土地の評価額の70%を上限とします。
(マンション等の場合は50%)

お問合せ先【社会福祉法人 大阪府社会福祉協議会】



TEL : 06-6762-9474



FAX : 06-6767-1562

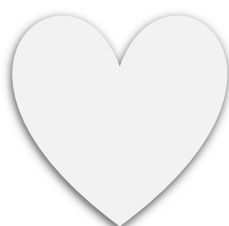


大阪府社会福祉協議会 不動産担保型生活資金貸付制度

URL : <http://www.osakafusyakyo.or.jp/sikinbu/>

検索





住まい探し編

東大阪市営住宅

東大阪市営住宅は、住宅に困っている低額所得者のために建てられた賃貸住宅です。このため他の民間賃貸住宅とは異なり、入居の申し込みから退去に至るまで様々な制限や義務が課せられています。

現在の空き家募集対象団地は下記のとおりです。各団地で空家が発生し、まとまった戸数になれば入居者の募集を行う予定です。募集時期、団地名、戸数等は「市政だより」及びホームページでお知らせします。申し込み用紙は、本庁及び各行政サービスセンターなどにて募集時期に配布します。その他詳細は下記までお問い合わせください。

【今後募集の可能性のある市営住宅所在地】(令和 7 年 3 月時点)

住宅名	所在地	募集時期
★稲田鷺島	楠根 1 丁目	11 月頃予定
★若宮	東山町	11 月頃予定
★高井田	高井田本通 6 丁目	11 月頃予定
★上小阪東	新上小阪	11 月頃予定
★島町	森河内西 2 丁目	11 月頃予定
☆北蛇草	長瀬町 1 丁目～3 丁目	2 月・9 月頃予定
☆荒本	荒本 1 丁目～2 丁目、菱屋東 3 丁目	2 月・9 月頃予定

★稲田鷺島、若宮、高井田、上小阪東、島町住宅お問合せ先

【東大阪市営住宅管理センター】 平日:AM9:00～PM5:30

住所: 東大阪市長堂一丁目 8 番 37 号 ヴェル・ノール布施 5 階



TEL : 06-6788-8001



FAX : 06-6788-8005



東大阪市営住宅管理センター

検索

URL : <https://www.kintetsu-community.co.jp/relocation/higashiosaka/>

☆北蛇草、荒本住宅お問合せ先

【東大阪市営北蛇草・荒本住宅管理センター】 平日:AM9:00～PM5:30

住所: 東大阪市長堂 1 丁目 5 番 6 号 布施駅前セントラルビル 6 階 606 号



TEL : 06-6782-2000



FAX : 06-6782-2006



東大阪市営北蛇草・荒本住宅管理センター

検索

URL : <https://www.kintetsu-community.co.jp/relocation/higashiosaka-ka/index.html>

住まい探し編

大阪府営住宅

大阪府営住宅は、住宅に困っている低額所得者の方々のために建てられた公営の賃貸住宅です。このため、他の民間賃貸住宅とは異なり、公営住宅法や大阪府営住宅条例などに入居者資格が定められており、色々な制限があります。総合募集(新築・空家、シルバーハウジング、車いす常用者世帯向け住宅)は4月、6月、8月、10月、12月、2月です。その他詳細は下記までお問い合わせください。

【東大阪市内府営住宅所在地】

住宅名	所在地	交通アクセス
東鴻池	東鴻池町1丁目	J R学研都市線鴻池新田駅 徒歩約18分
東鴻池第2	東鴻池町2丁目	J R学研都市線住道駅→ 近鉄バス住道駅前→加納
東大阪加納	加納3丁目	近鉄けいはんな線吉田駅 徒歩約24分
東大阪稲田	稲田新町 1丁目・2丁目	J R学研都市線徳庵駅 徒歩約7分
東大阪鴻池	鴻池町1丁目	J R学研都市線鴻池新田駅 徒歩約12分
東大阪吉田	島之内1丁目	近鉄けいはんな線吉田駅 徒歩約11分
東大阪春宮	荒本北1丁目	近鉄けいはんな線荒本駅 徒歩約5分
東大阪島之内	島之内2丁目	近鉄けいはんな線吉田駅 徒歩約5分
東大阪玉串	玉串町東1丁目	近鉄奈良線河内花園駅 徒歩約10分
東大阪中鴻池	中鴻池町3丁目	J R学研都市線鴻池新田駅 徒歩約9分
東大阪新上小阪	新上小阪	近鉄大阪線長瀬駅 徒歩約15分

お問合せ先【大阪府営住宅 布施管理センター】 平日・土曜：AM9:00～PM6:00

住所：東大阪市長堂一丁目5番6号 布施駅前セントラルビル6階



TEL : 06-6789-0321



FAX : 06-6789-0322



大阪府営住宅 布施管理センター

検索

URL : <https://www.kintetsu-community.co.jp/relocation/osakafu>

住まい探し編

住まい探しに困った時は(民間賃貸住宅)

本市は大阪府下の行政、民間住宅事業者等の協力によって構成されている「Osaka あんしん住まい推進協議会」に参加しています。この協議会では低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者の方々が住宅にスムーズに入居ができるように支援しています。協議会のホームページには住宅確保要配慮者の方々を対象とした様々な情報が掲載されています。

また、企画推進課でも民間賃貸住宅の住まい探しに関する相談には不動産事業者と協力し、随時対応しています。

(市が民間賃貸住宅を紹介するものではありません。)

【Osaka あんしん住まい推進協議会ホームページ】



Osaka あんしん住まい推進協議会

検索

URL : <http://osaka-anshin.com/>

お問合せ先【建築部 住宅政策室 企画推進課】



TEL : 06-4309-3232



FAX : 06-4309-3834

住まい探し編

大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム

住宅確保要配慮者の方々の入居を拒まない民間の賃貸住宅と、その仲介を行う不動産事業者などの情報をホームページで紹介するものです。地図やお好みの条件を入力して検索できます。

下記からセーフティネット住宅情報提供システムにアクセスして、入居に関する情報の検索が可能です。

【大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム】



大阪あんぜん・あんしん賃貸検索システム

検索

URL : <http://sumai.osaka-anshin.com/>

セーフティネット住宅

低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯、外国人などの住宅確保要配慮者の方々の入居を拒まない賃貸住宅として、市に登録された住宅です。

「セーフティネット住宅情報提供システム」のホームページや企画推進課ホームページ及び窓口で住宅に関する情報の閲覧も可能です。

【セーフティネット住宅情報提供システム】



セーフティネット住宅情報提供システム

検索

URL : <https://www.safetynet-jutaku.jp/guest/index.php>

お問合せ先【建築部 住宅政策室 企画推進課】



TEL : 06-4309-3232



FAX : 06-4309-3834



東大阪市 セーフティネット住宅

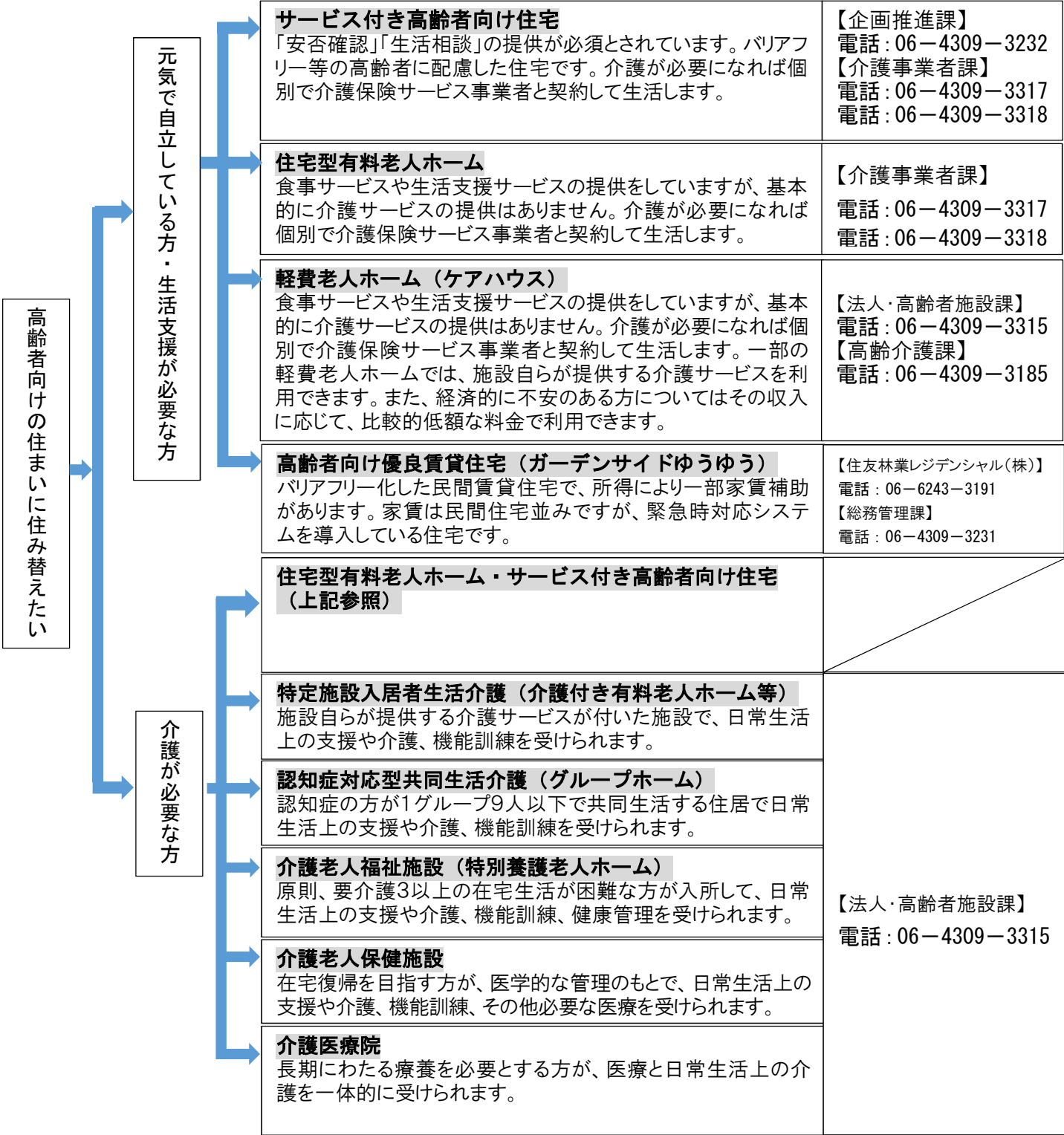
検索

URL : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000023623.html>

住まい探し編

高齢者の住まい選び(介護の必要度からみたイメージ図)

 各お問合せ先





相談編

相談編

福祉に関する相談窓口(コミュニティソーシャルワーカー)

コミュニティソーシャルワーカー(CSW)は、援護を必要とする高齢者や障害者、子育て中の親などに対して、見守りや課題の発見、相談援助、必要なサービスや専門機関へのつなぎをするなど、要援護者の課題を解決するための支援を行っています。

相談窓口として、CSWの活動拠点となる「いきいきネット相談支援センター」を市内10ヶ所に設置していますので、お気軽にお問合せください。

担当中学校区 義務教育学校区	名称	所在地・連絡先
孔舎衙 石切	(社福)仁風会 相談支援センター ビオスの丘	日下町 4-1-42 TEL:072-986-0294 FAX:072-986-9003
枚岡 縄手北	(社福)東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立五条老人センター	五条町 9-45 TEL:072-986-7673 FAX:072-986-7592
縄手 くすは縄手南		
池島学園 盾津	(社福)東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立角田総合老人センター	角田 2-3-8 TEL:072-962-8265 FAX:072-963-2020
盾津東 英田		
玉川 花園	(社福)青山会 生活支援センター	菱屋東 2-4-21 相栄ロ イヤルビル 5 階 TEL:072-968-8065 FAX:072-968-8076

相談編

担当中学校区 義務教育学校区	名称	所在地・連絡先
若江 意岐部	NPO 法人 生きがい事業団かどや 街かどデイハウス すずめの学校(分室)	荒本 1-1-24 TEL:06-6781-2002 FAX:06-6781-2002
楠根 高井田	(社福)東大阪市社会福祉協議会 東大阪市立高井田老人センター	高井田元町 1-2-13 TEL:06-6789-7206 FAX:06-6789-9174
新喜多 長栄		
小阪	(社福)ひびき福祉会 アクティビティセンターひびき	中小阪 5-14-23 TEL:06-6732-1127 FAX:06-6725-6522
金岡 布施	NPO 法人 ヒューマンライツ・なが せ 21 蛇草障害者作業所「パオ」	長瀬町 3-6-8 TEL:06-6729-2825 FAX:06-6729-9346
弥刀 上小阪	(社福)真優福祉会 さつきこども園	近江堂 2-6-30 TEL:06-6730-8780 FAX:06-6728-2125
柏田 長瀬	(社福)インクルーシヴライフ協会	衣摺 4-1-8 関西ハイ ツ 1 階 TEL:06-6725-2754 FAX:06-6729-5016

相談編

地域包括支援センター

高齢者の総合相談窓口として、市内に 22 カ所の地域包括支援センターを設置しております。地域包括支援センターでは、高齢者ご本人からの相談はもちろん、そのご家族や近所にお住まいの方等からの相談にも対応しており、介護・福祉に関することから日常生活におけるちょっとした困りごとまでご相談いただくことが可能です。

住所地ごと(原則中学校区ごと)に担当のセンターが決まっています。

連絡先等については、以下をご参照ください。

名称	所在地	電話	日常生活圏域 (中学校区)	小学 校区
		FAX		
地域包括支援 センター ピオスの丘	〒579-8003 日下町 4-1-42	072-986-0211 072-980-7759	孔舎衛	孔舎衛 孔舎衛東
地域包括支援 センター 布市福寿苑	〒579-8014 中石切町 3-5-12-101	072-987-8012 072-987-8014	石切	石切 石切東
地域包括支援 センター 千寿園	〒579-8024 南荘町 13-38	072-983-7725 072-983-7701	枚岡	枚岡東 枚岡西
地域包括支援 センター 福寿苑	〒579-8041 喜里川町 2-18	072-985-8884 072-985-8885	縄手北	縄手北 縄手東
地域包括支援 センター 四条	〒579-8051 瓢箪山町 6-17-101	072-940-7568 072-940-7578	縄手	縄手 上四条
地域包括支援 センター なるかわ苑	〒579-8062 上六万寺町 13-40	072-986-3682 072-988-0134	くすは縄手南 (旧 縄手南中・小)	
地域包括支援 センター 池島	〒579-8064 池島町 3-3-45	072-929-8267 072-929-8278	池島学園 (旧 池島中・小)	

相談編

名称	所在地	電話	日常生活圏域 (中学校区)	小学 校区
		FAX		
地域包括支援 センター みのわの里	〒578-0915 古箕輪 1-3-28	072-964-1011 072-964-3060	盾津東	北宮 加納
地域包括支援 センター 春光園	〒578-0954 横枕 8-34	072-960-8666 072-961-2050	盾津	成和 弥栄 鴻池東
地域包括支援 センター アーバンケア 島之内	〒578-0982 吉田本町 1-10-13	072-960-6072 072-960-6080	英田	英田北 英田南
基幹型地域 包括支援 センター 東大阪市社会 福祉協議会 角田	〒578-0912 角田 2-3-8	072-963-6663 072-963-2020	玉川	玉川 岩田西
地域包括支援 センター 向日葵	〒578-0932 玉串町東 1-10-20	072-966-2018 072-966-5015	花園	花園 玉串 花園北
地域包括支援 センター アンパス 東大阪	〒578-0943 若江南町 3-7-7	06-4307-0165 06-4307-0444	若江	玉美 若江
地域包括支援 センター サンホーム	〒577-0034 御厨南 3-1-18	06-7670-3700 06-6787-3885	意岐部	意岐部 意岐部東
地域包括支援 センター アーバンケア 稲田	〒577-0004 稲田新町 1-10-1	06-6748-8009 06-6748-8010	楠根	楠根 楠根東

相談編

名称	所在地	電話	日常生活圏域 (中学校区)	小学 校区
		FAX		
地域包括支援 センター アーバンケア 新喜多	〒577-0046 西堤本通西 1-2-18	06-6784-0001 06-6784-7771	新喜多	西堤 藤戸
地域包括支援 センター レーベンズ ポルト	〒577-0054 高井田元町 1-19-24	06-6782-1313 06-6782-1314	高井田	森河内 高井田西
			長栄	長堂 高井田東
地域包括支援 センター ヴェルディ 八戸ノ里	〒577-0803 下小阪 4-7-36	06-6727-0213 06-7638-1024	小阪	小阪 八戸の里 八戸の里東
地域包括支援 センター たちばなの里	〒577-0846 岸田堂北町 6-1	06-6224-5112 06-6724-8232	布施	荒川 布施
地域包括支援 センター イースタンビラ	〒577-0834 柏田本町 7-8	06-6728-3099 06-6728-3092	柏田	長瀬西 柏田
			長瀬	長瀬南 大蓮
地域包括支援 センター 上小阪	〒577-0813 新上小阪 11-2	06-6726-3040 06-6730-7168	上小阪	桜橋 上小阪
地域包括支援 センター くつろぎ	〒577-0817 近江堂 2-10-41	06-6730-7715 06-6730-7716	金岡	長瀬北 長瀬東
			弥刀	弥刀 弥刀東

相談編

障害のある方の相談窓口「委託相談支援センター」

平成 29 年 10 月より各地域担当制の委託相談支援センターを設置しました。

障害のある方・保護者・介護者等の相談に応じ、必要な情報提供や各種機関の紹介、障害福祉サービスの利用援助、社会資源の活用や社会生活力を高めるための支援、権利擁護のために必要な援助等を総合的にを行います。

中学校区地域	名称	所在地・連絡先
孔舎衛・石切・枚岡 中学校区地域	OSJ 工房よりそいの丘	東山町 6 番 1 号リリーフ 明日香新石切 110 号 TEL:072-987-5554 FAX:072-920-7080
縄手北・縄手・くす は縄手南・池島学 園中学校区地域	委託相談支援センタールーチェ	昭和町 3 番 2 号 竹菊合同ビル 4 階 TEL:072-985-2323 FAX:072-983-5106
盾津・盾津東・玉川 中学校区地域	相談支援センターわくわく	中新開二丁目 11 番 20 号 TEL:072-968-7146 FAX:072-960-3613
英田・花園・若江中 学校区地域	自立支援センターぱあとなあ	若江東町二丁目 1 番 6 号 TEL:06-6722-7760 FAX:06-6722-7761
楠根・高井田・新喜 多中学校区地域	相談支援室つむぎ	森河内西二丁目 3 番 36 号 TEL:06-6736-5590 FAX:06-6736-5591
意岐部・小阪・長 栄・布施中学校区 地域	委託相談支援センター アーバンサポート新喜多	西堤本通西一丁目 2 番 18 号 TEL:06-6224-7774 FAX:06-6784-7771
上小阪・弥刀・金 岡・柏田・長瀬中学 校区地域	障害者生活支援センターひびき	永和一丁目 3 番 4 号 TEL:06-6224-7310 FAX:06-6747-9224

相談編

ひとり親家庭相談

母子家庭、父子家庭及び寡婦の方を対象に、福祉事務所及び本庁子ども家庭課に配置している母子・父子自立支援員がすまいの相談を含め、生活全般のお困りごとや子どもの進学等にかかるお金のこと、その他いろいろな身の上相談、仕事のことや自立のための資格取得の相談等に応じています。来所の際には、必ず、お電話で日時をご予約ください。

	TEL	FAX
東福祉事務所 子育て支援係	072-988-6619	072-988-6671
中福祉事務所 子育て支援係	072-960-9274	072-964-7110
西福祉事務所 子育て支援係	06-6784-7982	06-6784-7677
東大阪市役所 子ども家庭課	06-4309-3194	06-4309-3225

子育てに関する相談窓口（子ども見守り相談センター）

子ども見守り相談センターでは、0歳から18歳未満のお子さんのあらゆる事について相談に応じています。まず、お話を伺った上で、適切な機関を紹介したり、家庭訪問や子育てサービスのご案内など悩みごとの解決に向けて相談者の方と一緒に考えていきます。家族に限らず、保育園、幼稚園、学校、地域の方など、どなたからでもご相談いただけます。

お問合せ先【子ども見守り相談センター】

※昼間の児童虐待に関する市の通告窓口でもあります。

●子ども見守り相談センター 子ども相談課



TEL : 06-4309-3197



FAX : 06-4309-3818



東大阪市 子育て相談

検索

URL: <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/kosodate/0000002883.html>

相談編

児童虐待通告・相談先一覧

通告・相談先	受付日時	連絡先
児童相談所虐待対応ダイヤル	24時間365日	電話 189 (3桁ダイヤル)
大阪府東大阪 子ども家庭センター 子どもや家庭についての相談、 おおむね25歳までの青少年に ついての相談を行っています。	月～金曜日9:00～17:45 (祝日、年末年始を除く)	電話 06-6721-1966 FAX 06-6720-3411
東大阪市 子ども見守り相談センター 子ども相談課	月～金曜日9:00～17:30 (祝日、年末年始を除く)	電話 06-4309-3197 FAX 06-4309-3818

そうだんへん

相談編

Consultation

상담편

相談篇

Bài tham vấn

がいこくじん かた

外国人の方へ

For foreigners

외국인분께

面向外国人

Cho người nước ngoài

し え いじゆうたく にゆうきょ そうだん こ そだ そうだん きょうせい さーびす つうやく
 ・市営住宅の入居の相談や子育ての相談など、行政サービスについて通訳します。

りょう かた か き たず
 利用したい方は、下記にお尋ねください。

- ・ Interpretation assistance is available for consultation about how to apply for municipal housing, child-rearing and administrative services. Please contact below.
- ・ 시영주택 입주상담이나 육아상담 등 행정서비스에 관한 통역이 가능합니다. 이용하실 분은 아래로 문의해 주십시오.
- ・ 为有关市营住宅的入居相談、育儿相談等行政服务事项提供翻译。希望利用的人请按下記所示电话咨询。
- ・ Phiên dịch cho các dịch vụ hành chính như tư vấn về việc nhà chung cư thành phố quản lý và tư vấn về việc nuôi dưỡng con cái. Nếu bạn muốn sử dụng, xin vui lòng yêu cầu bên dưới.

※火曜日と金曜日は、ベトナム語で相談できます。

※Xin lưu ý rằng tiếng Việt chỉ có vào thứ Ba và thứ Sáu.

お問い合わせ先【ひがしおおさかし 東大阪市 たぶん かきょうせいじょうほうぶらざ 多文化共生情報プラザ】

Contact 【Multicultural Information Plaza of Higashiosaka City】

문의【히가시오사카시 다문화공생정보플라자】

询问处【東大阪市 多文化共生情報广场】

Liên hệ【Trung tâm thông tin đa văn hóa thành phố Higashiosaka】



TEL : 06-4309-3311



FAX : 06-4309-3823



ひがしおおさかし 東大阪市 たぶん かきょうせいじょうほうぶらざ 多文化共生情報プラザ

けんさく
検索

Multicultural Information Plaza of Higashiosaka City

Search

URL: <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/category/30-0-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

相談編

入居差別を受けたかな？と思ったら

住宅に入居するときに差別を受けたなどで、相談したいときは下記にお尋ねください。

国の相談先【みんなの人権110番】



TEL : 0570-003-110

国の相談先【インターネット人権相談受付窓口】



インターネット人権相談窓口

検索

URL : <https://www.jinken.go.jp/>

(パソコン, 携帯電話, スマートフォン共通)

市の相談先【長瀬人権文化センター】



TEL : 06-6720-1701



FAX : 06-6729-9171



長瀬人権文化センター相談事業

検索

URL : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000005521.html>

市の相談先【荒本人権文化センター】



TEL : 06-6788-7424



FAX : 06-6788-2456



荒本人権文化センター相談事業

検索

URL : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000003184.html>

市の相談先【障害者差別解消相談窓口】

お問合せ先【福祉部 障害者支援室 障害施策推進課】



TEL : 06-4309-3183



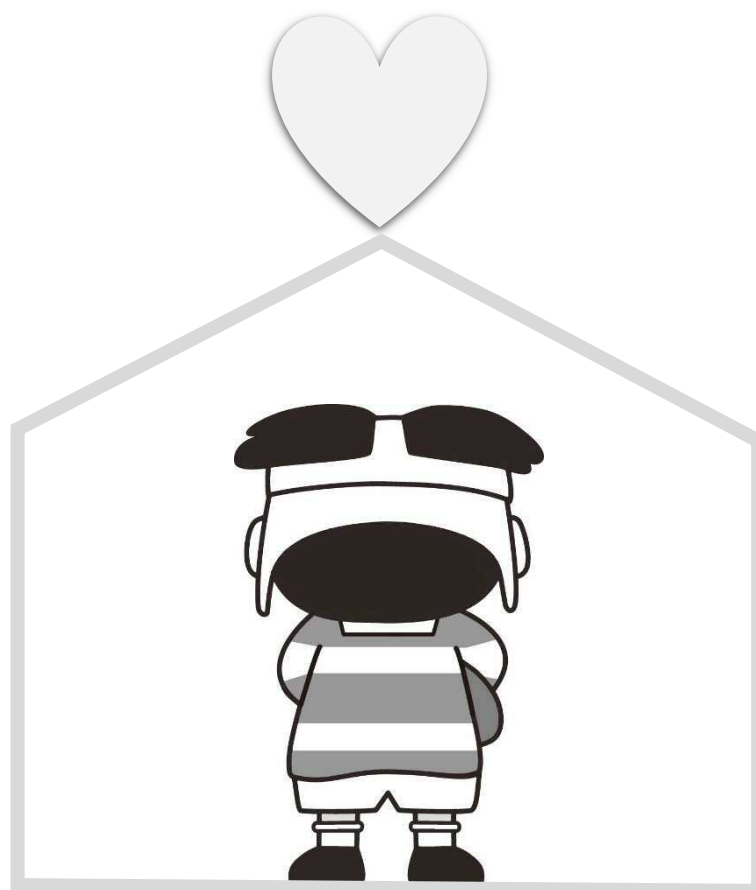
FAX : 06-4309-3815



東大阪市 障害者差別解消相談窓口

検索

URL : <https://www.city.higashiosaka.lg.jp/0000017056.html>



2025 年（令和 7 年 6 月）

東大阪市 建築部 住宅政策室 企画推進課

住所 〒577-8521 大阪府東大阪市荒本北一丁目 1 番 1 号

TEL 06 (4309) 3232 FAX 06 (4309) 3834

東大阪市ホームページ <http://www.city.higashiosaka.lg.jp/>



東大阪市携帯サイト
コード

